

島根県営繕工事における週休2日促進工事（Q&A）

問1 「対象期間」は「工期」とどう違うのか。

(答) 契約書に規定する「工期」のうち、「対象期間」は、工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（実地完成日）までの期間のことです。

なお、年末年始6日間、夏期休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含みません。（要領2. (2)）

【工期と対象期間の関係】



<対象外期間の取り扱い>
原則、

- ・年末年始休暇期間
12月29日～
1月3日までの6日間
(土日含む)
- ・夏季休暇期間
土日以外の任意の3日間
(基本はお盆の期間)

問9 契約工期より早期に工事が完了した場合、対象期間はいつまでとなるのか。

(答) 実際の工事完成日（実地完成日）までの期間とします。（要領2. (2)）